

龍谷大学所蔵の西域文書と唐代の均田制

楊 聯 陞

【要約】一九六二年七月五日、龍大の講演のテキスト。龍大所蔵の西域文書の重要性について述べ、併せて西域文化研究会の研究と出版の業績の偉大さに言及した。西域は中国文化と中央アジア文化の交流混合の所(例、銅銭と銀銭の併用、居民の胡風姓名)である。均田制が敦煌より遠く吐魯番にも施行された事は、中国政教が遠く及んだことを物語る。均の概念については、古くから制度史上の用例が多くある。この事は中国文化が久しい連続性あることを示す一例である。周藤吉之・西嶋定生・西村元佑三氏の均田制に關する論文はなかなかの力作であるが、しかし、疑問の点もある。例えば、西村氏は一請求の拒否の判語を認可として誤解し、西嶋氏は「通」(報告)の漢字を通として誤釈し、周藤氏は個人奴集聚の奴は奴隸の奴であると誤解(奴は姓)していることきこれである。

前月、小笠原教授と西村さんとの御厚意によりまして、

龍谷大学所蔵の西域文書を見せてもらいました。西域文書を見たことは、今度が始めてではありません。十年位前、

英国の倫敦とフランスの巴黎を訪問しました時、British

Museum の Bibliothèque Nationale との敦煌文書を各

各二週間位調べましたことがあるからです。しかし、こんど、龍谷大学所蔵の文書を読みました時、やはり大変感心しました。この時、西域文化研究会から、敦煌・吐魯番社会経済資料(『西域文化研究』第三)と云う貴重な出版物の抽

印本を何冊もいただきました。この中、唐代の均田制に關

する論文は三篇あります。即ち、周藤吉之教授の「個人文書の研究——唐代前期の個人制——」と、西嶋定生教授の「吐魯番出土文書より見たる均田制の施行状態——給田文

書・退田文書を中心として——」と、西村元佑氏の「唐代

吐魯番における均田制の意義——大谷探検隊將来、欠田文書を中心として——」の三篇です。この三篇の論文を早く読みまして、いろいろの有用なことを学びました。しかし、文書の解説と解釈については、なお疑問のある所もありま

す。自分でもうすこし研究したかったのですが、京都大学の文学部で毎週四回の講義を行なつて暇がありませんでしたので、充分研究出来なかつたのは残念です。ですから、今日の話は、龍谷大学所蔵の西域文書の詳細な紹介でもありませんし、また三人の学者の論文についての重要な批評でもありません。ただ二三の感想を述べるだけです。

第一の感想は、無論、この西域文書が非常に重要な史料であること、西域文化研究会の皆様が非常に真剣に研究して居られることです。例えば、唐代の均田制について、すでに発表された文書はすくなくありませんが、こんど発表された個人文書・給田文書・退田文書・欠田文書には前人未初の資料が沢山あります。この新しい資料をよく利用して行なつた均田制に関する研究により、吾吾の知識は大躍進をしました。

その一例を挙げれば、「常田」と「部田」と云う言葉は以前に発表された文書にもありますが、その意味は、やや不明でありました。フランスの Collège de France の故 Maspero 教授が、その *Les documents chinois de la*

troisième expédition de Sir Aurel Stein en Asie Centrale, 1953 に、「常田」という言葉を注意しました。しかし、Maspero 教授の仮説的な解釈によれば、常田は寺院の「常住田」です。私は *Harvard Journal of Asiatic Studies* に Maspero 教授の本を批評紹介した時、その解釈には納得できないことを指摘しました。しかし、私には自分で満足できる解釈がありませんでした。

龍谷大学所蔵の文書の中に、「常田」と「部田」の用例は沢山あります。西村さんの研究によつて、以下の結論に到達しました。

以上、七箇条の事実から帰納すると、常田は部田に比して土地がすくなく、また良質の土地で、給与面においても少額しか給与されなかつたものであり、これに対し、部田は常田に比して土地が多く、また劣等で、給与面においても多く支給されたという推定が下される。そして、これは推測ではあるが、常田という文字からみて、恒常的作物の栽培のできる土地が常田であり、これに対し、部田は下等なものは易田のように年々土地をかえねばならず、それほどでなくとも、土地が痩せているか、あるいは、土質に何等かの制約があるかして、作物の連作ができない等の劣等であつたとおもわれ

る。一体、常田・部田は桃・棗・薄田等と並列して記載される田種であるから、作物の種類または土地の立地条件などとの関係ある語ではないか、という推測も一応できないことはない。

以上の西村さんの論断は、大体、正鶴を得た解釈であると思えます。その外、宮崎市定教授には、部田は北朝以来の「倍田」の意味であるという傾聴すべき高説があります。

しかし、教授の新説によれば、この吐魯番文書は均田文書ではなく、全部、屯田文書であるということです。この説は納得しがたいようです。教授自身も、この新説に固執されたいと思いません。

大谷探検隊の唐代吐魯番古文書の将来は、数十年前のことですが、この文書を大規模に整理研究し始めたことは、最近約十年來のことです。この短い期間に顕著な業績を挙げられたことは、研究者の皆様の努力の結果であることを物語つて居ます。この学術に努力する精神は、大いに感服すべきことであると思えます。

唐代の均田制について、以上挙げた三篇の論文は、みな非常に注意すべき力作です。零細な文書の綴合と解説から

始まり、土地関係資料の転写と、パーセントの計算、およびそれらの図表の作製、みな慎重に行なつております。西域文化研究会以外の学者が、このような研究報告を貰いまして、大変嬉しく感謝を致して居ります。

第二の感想は、唐代の政令が遠く及んだことです。唐代の吐魯番は、西州の高昌県付近一帯でして、有名な敦煌よりも更に遠い辺地です。この区域は、中国の文化だけがある所ではなく、中国文化と中央アジア文化の交流の地帯です。この点についての一つの証拠は、唐代に、この地帯で、中国の銅銭と中央アジアの銀銭とが併用されたことです。この事実は文献にも考古資料にも証拠があります。私は、Maspero 教授の本を紹介する時、すでにその点を指摘しました。

その外、人の姓名から、この文化の交流混合する事も分ります。例えば、西域文書によく見える姓の安・史・石・曹・何・康など、みな中央アジアの著姓です。人名にも、伏帝忿・伏畜忿・伏畜(帝)忿・伏帝番・伏帝返(返)・拂耽返(返)・勁帝忿という者があります。みな、中央アジア

の、ある言語を用いる人の名とその音訳と 생각합니다。なお石阿祿山・安思明・羅思明・宋思明という姓名がありますから、唐代の安史の乱の安祿山と史思明を思い起させます。因みに、安祿山事蹟などの史書によると、祿山の名は、もと、阿鞞山・阿祿山でした。龍谷大学所蔵の二三六八号文書に、安阿祿山という名がみえて居ます。この文書の時代は唐の武后の時ですから、有名な安祿山より古い人です。

このような中国文化と中央アジア文化の交流する辺地に、班田收授制を相当な程度に真剣に施行したことは、この新資料によつて充分に証明されたと思います。

しかし、均田制は、唐代だけの制度ではありません。史書によると北魏から唐代までの制度です。この制度が北朝にも相当な程度に施行された事については、数年前、山本達郎教授が、東洋学報に発表した、スタイン六一三号文書（西魏大統十三年 A. D. 547）によつてよく証明しました。

北魏の均田制は、西晋の占田制と課田制、乃至漢代からの屯田制と、公田を貧民に賦与する制度とは、みな関係があります。その点について、学者の中に議論があります。ちよつと複雑な問題ですから、ここでは触れません。しか

し、重要な「均」という觀念は、孔子の時代にもう流行したようです。『論語・季氏篇』には、

故有国有家者、不患寡而患不均、不患貧而患不安。

とあります。このテキストはもと、

不患寡而患不安、不患貧而患不均。

であつたという説がありますが、今のテキストをそのまま読んでも意味ははつきりすると思います。

中国の制度史、法制中に、「均」の言葉がある制度は沢山あります。例えば、漢代には、有名な均輸法、平準法があります。均輸・平準法は一連の制度ですが、均輸はもと、租税（粟米之征）と労役（力役之征）を徴する時、運輸の費用の負担を平均させるための、また平準法は、物価を平定するためのものです。この点については『塩鉄論』と『九条算術』を調べるとわかります。

その外、王莽の時代に五均という物価平定制度がありました。均田という言葉も『漢書』卷八十六王嘉伝に

詔書罷苑、而以賜（董）賢二千余頃、均田之制、從此墮壞。

とあるように、すでに漢代の文獻に見えております。

唐代中葉以来、「均田」という言葉が、やはり使われま

すが、例えば、元稹の「同州奏均田」の均田は「均税」の意味だけです。均田の制度は、もう破壊してしまつて居りますから、この用法は本来の均田の意味ではないでしょう。宋代以来、無論、「均税」・「均役」・「均徭」・「均工夫」等の制度と、「均貧富」という均産一揆のスローガンがあります。均の概念と制度とは中国政治経済において、古くから永く継続している好例と思います。

最後に、西域文書の解説と解釈に関する疑問の二三点を挙げます。

西域文書の給田文書には

給 某某 元

の例は沢山あります。その「元」の字を、周藤教授が「訖」と読みました。しかし、この読み方は誤りです。内藤乾吉教授の研究によつて、その「元」は、県令の名前の「元憲」の略です。文書の中の「給某某元」は全部県令の筆跡です。その論断が正しいことは、県令の元憲の、その外の判語を調べるとすぐ解ります。退田文書の紙書の紙表の押縫に、「元」の署名もあります。ここに、周藤教授の「訖」・「人」

との読み方は、無論誤りです。内藤教授が指摘した通り、「元」の字は、給田文書と欠田文書との紙背の押縫にも見えます。

しかし、退田文書には

会先給某某訖

という朱筆の文字があります。この「訖」は誤りではありません。「先給」は「さきに給する」の意味です。「会」の意味は、よくわかりませんが、多分、「算会」「計会」、即ち、年末、或いは他の一定の終りの会計を指すと思います。ですから、毎年十一月から十二月までの正常の給田日期の前に田を給した意味でしょう。退田文書には、そのような「会先給某某訖」「先給某某」の記事の下に、「泰」や「雲」と云う朱筆の署名があります。給田文書にも、墨筆の「給某某元」の判語の右下方に、朱筆の「泰」と「天」と云うような署名があります。この両方の「泰」と「天」と云うると思います。「泰」と「天」と「雲」は、同一人である員（丞、尉、主簿などか）であると推定すべきです。

県令「元憲」の筆体が解りましたから、署名がない処にも元憲の筆跡を推定することができます。例えば、三二五

○号文書に

冬初給受。令式

昭然。非……

とあります。それも元憲の判語です。その判語は、康大智と云う人が廢渠道の地を康大智の戸の口分田として貰う請求（牒）に対する判語です。西村さんの解釈によれば、次のようです。

（その判語は）県の係官によつてかかれたもので、右の記載事項が律令格式に準拠したもので、昭然として□非らず……（おそらく記載事項に過誤のないことをここにのべたものである）。と認可したものと考えられる。

その県の係官が、県令自身であることは、今やはつきと分ります。

その判語の「非」以下のテキストは今はありませんが、一般の文書の用例によつて、「非……不得……」（なければならぬ）のようなテキストであつたと思います。（例えば、西村さんがもう引用した唐代の開元二十五年令、「諸庇賜人田、非指的処所、不得狹郷給。」を参照するとよろしい。）この文書の月日はありませんが、多分、冬初ではないと思います。です

から県令が普通の授与の時でないという理由によつてその請求を拒否したと思います。

参照すべき一例は、四八七七号文書の判語です。

開元廿七年□月 日文林郎守柳中泉承勅撰令具□海□

諸如此色。其例

甚多。格式預遵

□未可為微

□仍付可□

これも、県令（ここでは撰県令）が、なにかの請求を拒否した例と思います。

また誤読の一例を挙げれば、二九一三号文書に

右件地具阿埵等地先通状入……

というテキストがあります。この通は通の誤読であると思えます。「通」は「報告」の意味です。三〇〇八号文書に「具通如前謹牒」とか、或いは、四九一〇号文書に「但當郷所通欠地丁、並皆拋突」という史料があります。

解釈の誤りの一例は、二八四五号文書に、二回現われた「佃人奴集聚」の解釈の問題です。周藤教授の論文に、この「奴」を「奴隸」「奴婢」の「奴」として、この「奴集

聚」によつて

「官田でも」百姓の田でも、奴隸が佃人として小作して
いた。」

という結論に到達しました。

しかし、普通の場合には「佃人」の下に、佃人の姓名が
ありますから、この「奴集聚」はやはり一人の姓名であ
ると思います*。「奴」は姓である事は、辞源などの普通の
参考書を調べるとすぐ解ります。その外、一二二九号文書
に、柳中県界の「一段考畝」の薄田の四至を

東至渠 西「奴典保」南至道 北至道

として居りますから、この奴典保も「奴」という姓の人で

しよう。受田者として、奴典保は奴隸である可能性は少い
でしょう。

二二七四号文書に「佃人康守相奴□総」のようなテキス
トがあります。周藤教授は、これを「康守相の奴□総」と
読みました。しかし、この文書の写真を見ると、その「奴」
の字はやや不明ですから、ここでは、暫く論じないことに
します。

* 奴が姓であることについては、すでに官崎教授「トルファン
発見田土文書の性質について」——敦煌吐魯番社会経済資料」
(上)を説む——『史林』四三、三)に見えている。

Field System in the *Nara* 奈良 and *Heian* 平安 Era

by
Yasuo Izumiya

This article treats the institutional transition of field from the *Nara* 奈良 to the *Heian* 平安 era. According to the former opinion on the field, the direct collection of field is said to begin at the tenth or eleventh century. But it is wrong. In land field, or the field where corn was cultivated, the rent had already been collected from 719 (or the 3rd year of *Yôrô* 養老). Since the tenth century, the rent became collected from other kind of field. Change of the right of private property to field was not pointed by the former studies, but this article offers the important change in it. The right of private property of field under the *Ritsuryô* 律令 system was authorized under the great and powerful state authority but this state authority disappeared since the eleventh century. Though in this article the sphere of research is limited to the institutional side, we cannot discuss the formation of feudal land hold in our country without this side.

The *Ryukoku* University Collection of Chinese Documents from the Western Regions and the Equal Field System of the *T'ang* 唐 Dynasty

by
Lien-sheng Yang

This is the text of a lecture delivered at *Ryukoku* University on July 6, 1962. In the lecture, attention is called to the great importance of these documents and gratitude is expressed to the group of Japanese scholars who have been working industriously to arrange, study, and publish them. The documents indicate clearly that the Equal Field (*Chün T'ien* 均田) system was carried out to a certain extent even in the remote frontier area of *Turfan* when it was under *T'ang* jurisdiction. The Western Regions had a mixed culture, a fact that can be illustrated by the circulation

of Chinese copper coins and foreign silver coins side by side and by frequent occurrence of Central Asiatic names among its residents. Remarks are also made on the ancient conception of *chün* 均 or "equalization" and its influence on various institutions in Chinese history. It is a good example showing the continuous nature of Chinese culture and civilization. Finally, a few corrections are suggested for the extensive studies made by *Sudō*, *Nishijima* and *Nishimura*. A fragmentary document considered by *Nishijima* as a petition approved by the district authorities perhaps should be interpreted as a petition rejected by the magistrate. A character *t'ung* 通 (meaning "a report, to report") was misread by *Nishijima* as *p'u* 逋 ("to own in arrears"). *Sudō's* theory that the words *tien-jen Nu Chi-chu* 佃人奴集聚 meant "tenant, slave (named) *Chi-chu*" is probably mistaken. It seems to mean "cultivator, *Nu Chi-chu*," with *Nu* as the person's surname. The person was probably a freeman and not a slave.

The Kholop Decrees in the End of the 16th Century and the Kabal'ny Kholop

by
Jūro Ishidoya

In the 16th century Russia prevailed *sluzhilaya kabala* as a form of temporary loan de jure. The boyar-creditor endeavoured to secure labor power by this debt bond rather than by old type of kholopstvo. The decrees of 1586 and 1597 instructed much about the *sluzhilaya kabala* and its registration. Particularly the decree of 1597 made an epoch in the history of Russian kholopstvo. The author tried not only to examine the articles of this decree, but to analyze the registers before and after 1597. The decree deprived the debtor the right to return *kabala* money and to remove from his creditor, and thus transformed him into *kabal'ny kholop*. Only the death of his creditor-lord emancipated him. But some bereaved families did not desire to emancipate the *kabal'ny kholops*. The decree of 1597 held in check the appearance of the